

高田東小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行され、それを受けて、10月に「国のいじめの防止等のための基本的な方針」、12月には「横浜市いじめ防止基本方針」が策定された。「横浜市立高田東小学校いじめ防止基本方針」は、そうした経過・内容を参酌し、子どもの実態や地域の実情をもとに、いじめを生まない風土、いじめを許さない人権感覚、さらに、豊かな人間関係を育む学校を目指して策定するものである。

本校も基本方針を策定したが、平成29年度、大幅に見直し改善を図った。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わりあいの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気や形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①いじめを許さない。見過ごさない雰囲気づくり | 【学校経営重点の視点】 |
| ②自尊感情を育む教育活動の推進 | 【授業充実の視点】 |
| ③人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動 | 【ソーシャルスキルトレーニング（SST）の視点】 |
| ④いじめの早期発見のために手段を講じる | 【未然防止の視点】 |
| ⑤重大事態時に関する対応の教職員の共通理解 | 【有事危機管理の視点】 |

2 組織の設置及び役割など

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成員

【校長、副校長、児童支援専任、生活指導部、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター】

② 役割

- ・ いじめと思われる事案に関して、「いじめ」であるかどうかの判断をする。
- ・ いじめの事案解消に関して、その推進の中核となり、組織的に取り組む。
- ・ 重大事案が起きた場合は、本委員会が中核となって調査及び対応の推進にあたる。

③ 運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的に開催する。
- ・ また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長などの責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・管理し、進捗の管理を行うこととする。

④ 活動内容

●未然防止

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事後対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実施・検証・修正
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し (PDCA サイクルの実行を含む)

(2) 生活指導部

① 役割

- いじめ防止に向けた日常の取組を推進し、組織的に取り組む。
- いじめの相談、通報の窓口、情報の集約方法の検討
- いじめ防止に向けた年間指導計画の作成や検証を行う。

② 運営

- ・ 生活指導部の活動を月に数回活動する。

③ 活動内容

- ・ YP アセスメントシートの立案・実施
- ・ 人権週間
- ・ 教職員対象対いじめ防止に関する研修を行う。(学校担当指導主事と連携)
- ・ いじめアンケートを月初めに行う。

アンケート (なまえ)
さいきん、かなしいことやいやなことがありましたか? (〇をつけてください)
あつた なかつた
さいきん、ばんきょうでこまつたことがありましたか? (〇をつけてください)
あつた なかつた

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 相手を思いやる、互いに認め合う、互いに支え合う関係づくり

- ① 子ども達同士が互いに関わり合う場面や活動を大切にする。
 - 総合的な学習の授業（協同の場面設定）
 - たてわり班活動、学級会など話し合い活動（振り返りを含む）の充実。
 - 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」（YP アセスメント）を活用。
- ② 子どもたちが、保護者や地域の多くの皆さんとかかわる場面や活動を大切にする。
 - 読み聞かせボランティア ○まち探検 ○昔遊び ○その他 学習ボランティア

(2) 分かる授業、学び合える授業、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり

- ① 全ての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できるための授業改善を推進する。
- ② 体験する場、考える場、伝え合う場等を大切にする。
 - 総合的な学習の授業（地域の「ひと・こと・もの」を材とする学習）
 - 少人数による学習、複数の教師による学習
 - ICT を活用する学習

(3) 特別の教科道徳の充実

- ① 毎月19日を「道徳の日」（徳：19）として、特別の教科道徳の授業を行ったり、道徳に関する指導を行ったりする。
- ② 特別の教科 道徳の充実を図る。「主として人との関わりに関すること」の充実を図る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む特別活動の充実

- ① 認められているという思いを抱く活動や場面を大切にする。
 - 子どもの多様な願いを活かすクラブや委員会の設置及び活動の充実、振り返りカードの活用など。
 - キャリアパスポートを活用した自分づくりやめあて・振り返りの時間を保障する。併設校である高田小学校と書式を統一し、中学校でもスムーズに活用できる工夫を行う。

6年生 新しい学年が始まりました。

〇今のわたしについて考えてみましょう。

（写真・絵図説）

自分のよいところ

好きなこと・夢中になっていること

将来の夢や目標

〇こんな自分になりたい！！

こんな自分になりたい（学習面）

そのためにすること

（生活面）

（家庭・地域）

「面白い事」資格「好きなことなど」

こんな年生活したい、そのために自分がすること

高学年としてがんばること「授業外活動」クラブ活動「学校行事」（中学校など）

6年生 1年間でふり返りましょう。

〇この1年間でなりたい自分にどれだけ近づけたか、ふり返りましょう。

（学習面）

（生活面）

（家庭や地域）

（面白い事）資格「好きなことなど」

最高学年としてがんばったことや学年のためにしたこと、成長したと思うこと

1日さいのわたしへのメッセージ（今の自分が、将来の自分につながっています。今の思いを大人（18才）になった自分に伝えましょう。）

この一年、どのくらいできたか、〇をつけましょう。	よくできた	できた	できなかった	あまりできなかった
①友達や家の人の話を聞くとき、その人の考えや気持ちを考えることができたか。	○	○	○	○
②自分の考えや気持ちを、相手にわかりやすく伝えようと思えることができたか。	○	○	○	○
③委員会、係、当番活動などで、自分から仕事を覚悟し、力を合わせて行動することができたか。	○	○	○	○
④好きでないことや苦手なことでも、自分から進んで取り組むことができたか。	○	○	○	○
⑤調べたいことや知りたいことがあるとき、自分から進んで資料や情報を集めたり、誰かに質問したりできましたか。	○	○	○	○
⑥何かをするとき、計画を立てて進めることができましたか。	○	○	○	○
⑦自分の夢や目標に向かって、生活や勉強の仕方工夫をできましたか。	○	○	○	○

〇この一年を振り返って自分の成長をまとめよう。（学習、生活、家庭、面白い事など）

この一年で、自分が成長するうえで影響を受けた出来事と理由。

友達などから

保護者の方から

6年間の、たくさんの経験が中学校生活につながります。

こんな中学生になりたい！そのためにこんなことをがんばります！！

6年生の例

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 毎日の出席確認、健康観察を積極的に活用

- ① 一人ひとりの表情の確認（毎日）

(2) いじめを見逃さないための体制

- ① 学年研究会を週1回以上実施し、児童理解・児童指導をテーマに学年内で情報交換。
- ② 毎月、生活指導部、全体会（職員会）などで児童についての情報共有を行う。
- ③ いじめを含む児童指導に関わる事案が生じたときは、必ず学年の「児童指導ノート」に記録し児童支援専任、管理職に提出する。
 - 「確認した状況」「対応」「保護者への連絡」等を明記。
- ④ 学年間でお互いのクラスを見て、複数の教員で児童理解に努める。
- ⑤ YP アセスメントシートの活用 横浜プログラムの実施
- ⑥ 定期的なアンケート（生活意識調査）を、月初めに実施し、いじめ解決一斉キャンペーンを行う。
- ⑦ 保護者との個人面談を年2回実施し、いじめを発見する機会とする。
- ⑧ 教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラーの訪問日を保護者に通知
- ⑨ ノート、日記など子どもの様子を多面的に理解する事の推進

5 いじめに対する措置

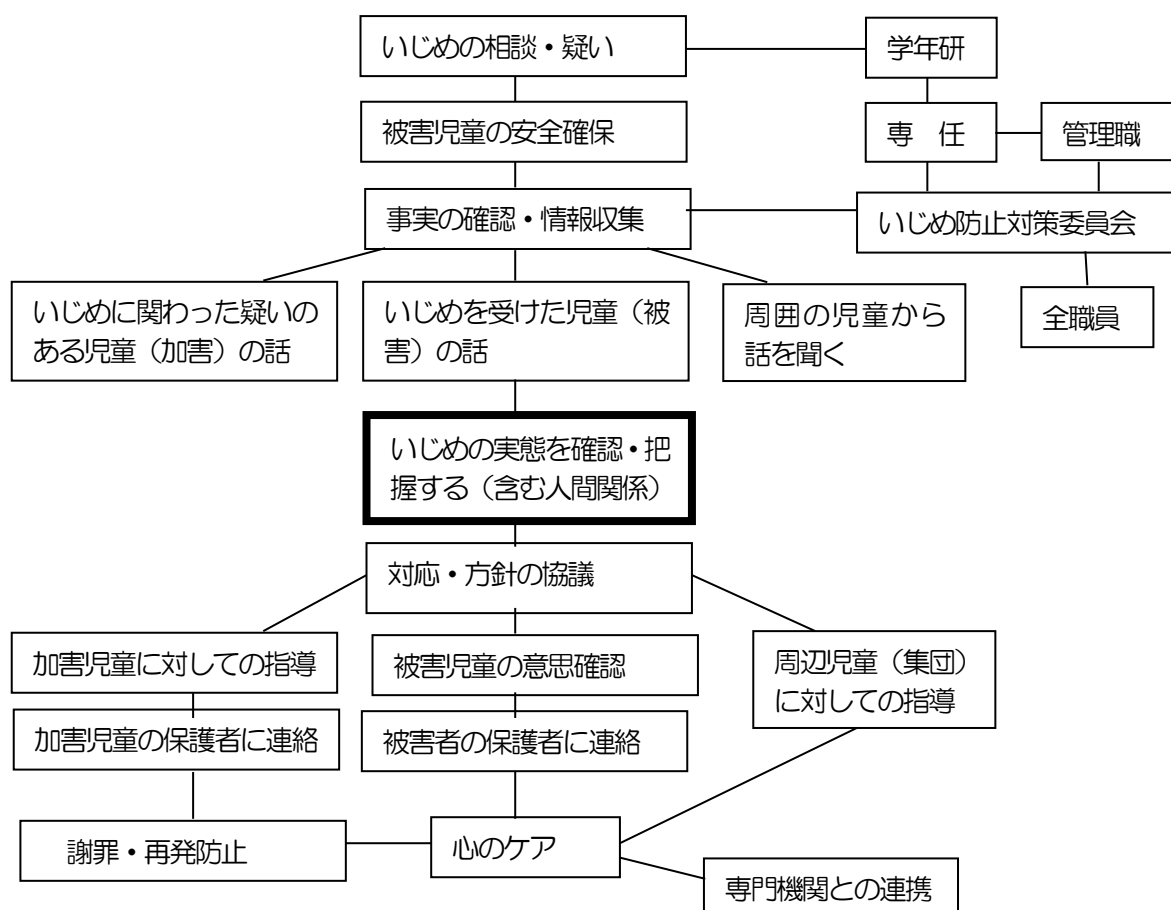
(1) 被害児童・加害児童への適切な対応

- 速やかに対応策を検討し、実施する。
- 加害児童に対し、組織的・継続的な観察・指導を行う。
 - ・ 被害児童やその保護者へのスクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行い、心のケアを図る

(2) 関係機関との連携強化

- 市教委や医療機関等の関連機関との連絡・報告を密に行い、適切かつ迅速、組織的な対応を図る。

＜いじめを受けている・発見したとの連絡（疑い）があった場合＞



- 情報を入れてくれたことや、保護者の心情を察し、訴えをしっかりと聞く。場合によっては、被害児童の保護者に担任と学年主任等で家庭訪問をし、詳しく話を聞く。その後事実と指導の経過、今後の再発防止策について報告する。
- 最初に被害児童の心情に寄り添い、本人の了解を得てから事実聴取等をしっかり行う。必要に応じて児童支援専任が行う。
- 被害児童・保護者の確認を得た上で、加害児童からの事実の確認をする。複数の場合には、同時に複数の教師が事情をきくようにし、いじめの事実を認めているのか確認する。
- 集団の中の人間関係で起きたいじめの場合、加害児童の保護者への連絡はいじめの事実を認めてからするほうがよい。事実と指導の経過について連絡し、注意してよりよい関係ができていくように協力を要請する。
- 加害児童への指導では、やった事実の確認や振り返り、反省を促す場とし、いじめは時として重大な結果が生じる恐れがあることを理解させ、厳重に注意する。
- 謝罪の場を設けることについては、被害者の謝罪受け入れの意思を確認後行う。
- 重篤な事例については、以下の（３）重大事態への対応を参考に対応を行う。

6 いじめの解消

《いじめの解消の条件》

少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

7 いじめ防止研修を実施

（１）教職員の意識向上、指導力向上

- ① 北部教育事務所や市教委・特別支援教育課等との連携を図る。
- ② 児童一人ひとりの課題やそれに寄り添う方策等について、教職員が学ぶ機会を積極的に設定（７月）

8 学校運営協議会などの活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題などを保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

9 年間計画

月	児童・学校	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級や学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。 (社会的スキル横浜プログラムを活用する。) ○ 学年研究会や職員会議で、いじめ防止基本方針、今年度の人権教育計画、児童支援ノートの使い方について共通理解を図る。 ○ いじめ・学習アンケートを月の始めに実施するように全体に周知する。 ○ 学年やブロックで、「徳の日(19日)」を設定し、1日の振り返りや一言日記などを毎日見て、家庭と連携し、子どもをみとるようにしていく。 ○ 小中担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式・保護者説明会・学年集会等で「学校いじめ基本方針」の説明 ・地域訪問
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● ペア学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。 ○ 地域訪問を実施し、家庭との情報共有を行う。 ○ 横浜子ども会議の課題に合わせて、代表委員会が高田東小のテーマや課題解決の方策等を検討する。 ○ 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域訪問 ・学年懇談会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 校外学習や宿泊体験学習等を通して、人間関係づくりに取り組む。 ● 国際平和スピーチコンテストを通して、人権や差別などの問題について考える。 ○ 第1回Y-Pアセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。 ○ 学年研究会等で情報共有を図る。 ○ いじめ防止研修(6月) ○ 小中担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学地地連(いじめ防止基本方針説明) ・学校運営協議会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜子ども会議で話し合われたことを朝会等で報告する。それを受けて、各学級の課題や取組について話し合う機会をつくる。 ○ いじめ防止等の教職員研修を実施する。 ○ 保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・地区懇談会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜子ども会議 区交流会 ○ 児童支援専任教諭夏季研修会(危機管理演習)をもとに、いじめ防止校内研修の実施。 ○ OJTによる研修 ○ 小中担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業協力による携帯電話使い方教室
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● ペア学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。 ○ 職員研修を実施し、特別支援教育についての意識を高め、「特別支援教育の日常化」を図る。 ○ 小中ブロック全大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習・生活の振り返りを行う。 ● 高田地区運動会に参加する。 ○ 子どもの問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。 ○ Y-Pアセスメントを使った支援検討 ○ 小中担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時検診 ・小中児童交流会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談週間を活用し、児童が担任に相談をする。 ● 地域の方と給食会食会を行い、地域の方との人間関係や感謝の気持ちを育む。 ○ 児童の課題や困り感に寄り添い理解を深める機会とする。 ○ 生活指導部を中心に人権週間(朝会も含む)の企画・準備を行う。 ○ 第2回Y-Pアセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。 ○ 学年研究会等で情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学地地連(子ども会議取組発表) ・学校運営協議会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止等の教職員研修を実施する。 ○ 横浜市では、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。 ○ 人権週間(朝会も含む)を実施する。 ○ 保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。 ○ いじめ解決一斉キャンペーン実施(無記名式アンケート・教育相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談 ○ 第3回Y-Pアセスメントを実施 ○ 小中担当者会 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼保小、あるいは小中の交流などを通して、人間関係づくりに取り組む。 ○ Y-Pアセスメントを使った引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学校運営協議会

3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習・生活の振り返りを行う。 ○ 子どもの問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。 ○ いじめ防止基本方針の見直しを行う。 ○ 学校説明会で一年間の成果と課題等を報告する。 ○ 次年度に向けて、児童情報の引継ぎ資料を作成する。 ○ 学校スタンダードの見直し ○ 小中担当者会 	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月1回いじめアンケートを実施する。(毎月) ○ 毎月19日を「徳の日」と設定し、全クラスで道徳の授業を実施する。(毎月19日) ○ Y-Pアセスメントシートを年3回、実施する。(6月・11月・2月) ○ いじめ防止・人権教育・道徳教育の教職員研修を実施する。(6月・7月・12月) ○ スクールカウンセラーによる相談(毎月) 	PTAによる登下校の見守り

以上の他に必要に応じて生活指導部、児童支援委員会、全体会、学年研究会などで児童についての情報を共有する。

10 重大事態への対応

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査

いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに再発防止も視点においた調査を実施する。但し、調査を実施するその内容、対象、担当等を随時、教育委員会に報告し、指示を受ける。

④ 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者、加害児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や今後の指導手続き、関係機関のサポートなどを適切かつ継続的に報告する。また、これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。市教委の指示の下、出席停止を通知する場合もある。

11 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組などの見直しを行う。(PDCA サイクル) 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。